

別添 3

環境省中部環境パートナーシップオフィス運営協議会設置要領

1. 目的

中部環境パートナーシップオフィス（以下「EPO中部」という。）及び中部地方環境事務所（以下「中部事務所」という。）は、EPO中部の基本的な事業方針並びに毎年度の事業計画及び事業実施について協議し推進するため、中部環境パートナーシップオフィス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2. 構成

- (1) 運営協議会は、学識経験者、NPO団体等関係者、行政機関、企業団体等関係者、EPO中部請負団体、EPO中部スタッフ及び中部事務所職員から成る委員で構成する。
- (2) 委員のうち、NPO団体等関係者については、中部管内各県から公募により選定する。
- (3) EPO中部及び中部事務所は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

3. 任期

委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4. 組織

- (1) 運営協議会は、別表の委員をもって組織する。
- (2) 運営協議会に座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 座長は、会議を統括し、会議の進行にあたる。
- (4) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

5. 会議

- (1) 運営協議会は、年2回程度開催する。
- (2) 運営協議会は、公開で開催する。

6. 庶務

運営協議会の庶務は、EPO中部及び中部事務所環境対策課が処理する。

7. 委任

この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は、座長が別に定める。

附則

1. この要領は、平成18年3月29日から施行する。
2. この要領の施行後初めて任命される委員の任期は、施行の日から平成19年3月末までとする。

附則

この要領は、平成19年3月20日から施行する。